

**令和 8 年度神戸市内及び近隣エリアにおける受入環境向上・
地域分散化計画策定にかかる調査業務
委託事業者選定（公募型プロポーザル）公募要領**

1. 業務名

令和 8 年度 神戸市内及び近隣エリアにおける受入環境向上・地域分散化計画策定にかかる調査業務

2. 事業目的

神戸観光局（以下「当局」という）では、神戸空港国際化に伴うインバウンド観光客のさらなる増加を見据え、観光消費の拡大と地域住民との共生を両立した持続可能な観光地域づくりを推進している。

このため、モバイル空間統計等を活用したインバウンド旅行者の動態データの取得および住民意識調査を実施し、神戸市における来訪実態・周遊動向・地域課題を把握するための基礎データを整備する必要がある。これらの業務を適切に遂行するにあたり、モバイル空間統計等のデータ調達および住民意識調査の実施に関する専門的な知識・技術および類似業務における実績を有する専門業者に委託するため、公募型プロポーザル方式による業者選定を行う。

3. 業務内容

別紙 業務委託仕様書のとおり

4. 契約予定期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

5. 契約金額の上限額

11,700 千円（消費税および地方消費税を含む）

※支払い時期は、実施報告書による履行確認後に当局の検収を経て支払う。

6. 応募資格

下記要件をすべて満たすこと（法人、個人は問わない）。

- ・ これまでに本事業と同種又は関連する活動実績があること
- ・ 本邦内に活動拠点を有し、当件について対応できるスタッフが常駐していること
- ・ 連絡体制が整い、迅速なやりとりが可能であること
- ・ 守秘義務を遵守できること
- ・ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体でないこと
- ・ 過去に禁固以上の刑に処せられたものでないこと。または、その執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ・ 神戸市から指名停止措置等を受けている企業等でないこと
- ・ 神戸市における請負および委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ・ 国税及び地方税を滞納していないものであること

- ・ 銀行取引停止処分を受けていないこと

7. スケジュール（予定）

- ・ 10月7日（水）：公募要領発表、質問受付・提案募集開始
- ・ 10月7日（水）～13日（火）：質問受付
- ・ 10月16日（金）：質問回答日
- ・ 10月21日（水）：企画提案書提出締切（17時必着）
- ・ 10月下旬：審査結果通知・契約締結

8. 応募方法等

（1）募集要領について

- ・ 募集要領等の公表、各書類の交付：令和8年10月7日（水）から
- ・ 交付場所：一般財団法人 神戸観光局ホームページ内に掲載 <https://kobe-dmo.jp/>

（2）質問及び回答

- ・ 質問がある場合は、質問書（様式第2号）に必要事項を記載し、メールにて送信すること（電話・FAXによる受付は行わない）。

■メール件名：「令和8年度 神戸市内及び近隣エリアにおける受入環境向上・地域分散化計画策定にかかる調査業務」質問／事業者名

■質問書送付先：kobe-dmo@kcva.or.jp

■質問受付期間：令和8年10月7日（水）～13日（火）

- ・ 回答は、令和8年10月16日（金）を目途に、上記8（1）に記載のホームページにて公開する。

（3）提出書類

① 応募申込書（様式第1号）

② 企画提案書（A4横版、様式自由）

以下項目の内容を含んだ上で、適性が評価できるような具体的な記述となるよう留意すること。なお、これ以外にもアピール点や提案があれば自由に追加しても構わない。

- ・ 会社概要（法人名、代表者、資本金、所在地、業務内容、組織体制等）
- ・ 本業務実施にかかる体制及び役割（責任者も明記のこと）
- ・ これまでの類似・関連業務の実績

③ 見積書（様式自由）

- ・ 積算根拠を示した内訳を記載すること。
- ・ 消費税及び地方消費税、および事業にかかるすべての費用を含むこと。

（4）提出方法と提出体裁

以下メールアドレスあてに電子メールで送付すること。送付の際は、件名を「令和8年度 神戸市内及び近隣エリアにおける受入環境向上・地域分散化計画策定にかかる調査業務」とし、各書類についてはPDFファイルとすること。また、送付後、担当部署（「11. 問い合わせ先」参照）に電話等で受領の確認を行うこと。

（メールアドレス：kobe-dmo@kcva.or.jp）

（5）提出期限（PDFファイル送付期限）

令和8年10月21日（水） 17時 必着

（6）応募に関する留意事項

- ・ 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・ 企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。なお、これらの書類は、当事業の委託先の選考に関す

る目的以外には使用しない。

- ・ 応募書類の提出後の差し替えは認めない（但し、委託者が補正等を求める場合は除く）。
- ・ 提案内容を第三者に公開、提供しないこと。
- ・ 著作権侵害があった場合、応募者が責任を負う
- ・ 本業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- ・ 提出期限以降に提出された応募書類については、受理せず無効とする。
- ・ 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。

9. 提案の審査・選定方法

（１）審査方法

受託候補者の選定は、（２）評価項目に基づき提出書類により審査を行う。審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けない。

（２）評価項目

① 法人としての受託適性（５点）

② 運営体制（20点）

- ・ 人員体制
- ・ スケジュールの遂行性

③ 企画提案の実現性（60点）

- ・ インバウンド動態データの取得方法が具体的に提案されているか
- ・ インバウンド動態データの種類・期間・取得地域は明確に示されているか
- ・ インバウンド動態データの活用（今後の分析・施策検討）を見据えた提案となっているか
- ・ 住民意識調査の実施方法は適切か
- ・ 地域 DMO における類似実績を有しているか
- ・ 本業務における独自の工夫・提案がされているか

④ 地元企業等に対する優先的取り扱い（10点）

⑤ 見積（経費内訳の妥当性）（5点）

※地元企業等とは、本社や支社、営業所などの事業所を神戸市内に有する者を指す。

※同点の場合は、③の点数が最も高い応募者を受託候補者として決定する。

※合計点が 60 点に満たない場合は、採用しない。

（３）ヒアリング

必要と判断した場合には、応募者に電話や電子メール等でのヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

（４）審査結果の通知

結果については、上記 8（１）のホームページにおいて公開する。

10. 契約の締結等

- （１） 採択後、契約候補者と契約交渉し、仕様書及び企画提案書に基づき細部について協議したうえで、当局所定の「委託契約約款」を準用し、委託契約を締結する。なお、採択後は契約締結前であっても、業務移行を円滑に進めるため、当局および現受託者と十分な打合せや引継ぎを行い、速やかに業務に着手できるよう準備すること。
- （２） 受託候補者が応募資格を満たしていないことが分かったとき、失格行為のあったことが分かったとき、その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があったときなどの場合は、次点者が受託候補者

になることがある。

11. 問い合わせ先

(一財) 神戸観光局 経営推進部 広報・マーケティングチーム 担当：松村・尾下
〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号（三宮ビル東館9階）
電話：078-262-1631 Email: kobe-dmo@kcva.or.jp